

広島県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽和泉室町線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市久井町和草字二ツ池尻二二二六番一地 先から 三原市久井町和草字二ツ池尻二二五四番地先 まで	旧	四・八〇〇 一五・五〇〇	三二〇・〇〇	
三原市久井町和草字二ツ池尻二二三二番一地 先から 三原市久井町和草字二ツ池尻二二五四番地先 まで	新	四・八〇〇 一五・五〇〇	三二〇・〇〇	ダブルウェイ
三原市久井町和草字二ツ池尻二二五四番地先 から 三原市久井町和草字下り松二四四二番一地先 まで	新	七・五〇〇 二七・五〇〇	八八・〇〇	拡幅
	旧	四・八〇〇 六・〇〇〇	八五・〇〇	